

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第57号 発行日：令和3年4月10日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

近畿訴訟

被告側証人上野真也教授の反対尋問成功！

令和3年3月10日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟では、被告側が申請した上野真也教授（熊本大学名誉教授）の証人尋問が行われました。上野教授は、「曝露」（各地域のメチル水銀に汚染された魚介類摂取状況）に関する証人です。

上野教授は、不知火海沿岸地域の魚介類の流通状況を調査した結果、チッソから排出された水銀に汚染された魚介類の流通範囲はそれほど広く

なく、したがってそれが原告らの口に入った可能性は少ないなどと述べています。（報告集会の様子）



原告側は、反対尋問で、徳井義幸近畿弁護団長が意見書の公平性や信用性など総論について、川上高史弁護士が流通や統計調査について、福光真紀弁護士が各地域の漁の特色や食生活について尋問しました。

この反対尋問により、上野教授はノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提起以降に国の委託を受けて調査を始めそれまで水俣病に関わったことが無く深い関心も知識も無かったこと、調査（インタビュー）した人は80人とごく限られた範囲であったこと、統計調査の評価は恣意的であること、調査結果は当時の実生活とかけ離れていること、などが明らかになりました。特に、上野教授は、当時家庭で食べられていたイワシやサバは、天草灘や東シナ海で獲れたものであるとしていましたが、その根拠を明確に証言することができず、裁判所に対しても上野教授の話には信用性に欠けるという印象を与えました。

期日終了後に開かれた報告集会に参加した原告からは「自分たちが生まれ育った環境とあまりにも違う証言だった」などと上野教授の証言のおかしさを指摘する意見が沢山出されました。

近畿訴訟では、5月からいよいよ原告本人尋問が始まります。勝利判決を勝ち取ろうと決意を固め合う報告集会でした。

熊本地裁に1626団体の署名を提出しました！



(3月12日の団体署名提出行動の様子)



(3月26日の団体署名提出行動の様子)

ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟の審理促進を求める団体署名を熊本地裁に提出しました。令和3年2月26日に300筆、3月5日に300筆、3月12日に400筆、3月26日604筆、4月1日に22筆、5回にわたって合計1626筆を提出しました。

本訴訟の第1陣提訴から7年以上が経過し、この間亡くなられた原告も少なくありません。訴訟の長期化を踏まえ、第1、2陣の原告約170名に対して2022年3月に判決することを、原告、被告、裁判所3者の合意として審理を進めてきましたが、被告国、熊本県は、個別原告についての準備書面の提出を先延ばしにし、原告本人尋問の開始を妨げています。

原告団と弁護団と支援団体は、今後も、「生きていくうちに救済を」という原告の声を裁判所に届ける活動に力を注ぎます。

【今後の予定】

- 5月12日 近畿訴訟 原告本人尋問
- 6月 2日 熊本訴訟 弁論期日
- 7月 7日 近畿訴訟 原告本人尋問
- 7月16日 熊本訴訟 弁論期日

とある弁護団員のヒトリゴト

今年はお花見も自粛モードだったため、草花が踏みつけられることが無かったからか、心なしか桜の下には菜の花が例年より沢山咲いていて綺麗でした。(熊本弁護団・福永紗織)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬)

電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索